## はじめに

労災保険は、本来、国内にある事業場に適用 され、そこで就労する労働者が給付の対象とな る制度ですから、海外の事業場で就労する方は 対象となりません。

国内の事業場で就労していた方が転勤などで 海外の事業場に派遣された場合についても、通 常、派遣先の国の災害補償制度の対象となりま す。

しかし、外国の制度の適用範囲や給付内容が 必ずしも十分でない場合もあることから、海外 派遣者についても労災保険の給付が受けられる 制度を設けています。

このパンフレットは、海外派遣者の特別加入 について、その加入者の範囲、加入手続、業務 災害・通勤災害の認定基準(保険給付の対象と なる災害の範囲)などに関して、特に注意して いただきたい事項を説明しています。

特別加入を希望する方はもちろん、すでに特 別加入されている方もご一読いただき、特別加 入制度についてご理解いただきますようお願い いたします。

	もくじ
	^° –ݢِـــّ
1	特別加入者の範囲・・・・・・・・3
2	特別加入の手続き・・・・・・・・・4
3	海外派遣と海外出張の区別・・・・・・・6
4	給付基礎日額・保険料・・・・・・・・7
5	補償の対象となる範囲・・・・・・・8
6	保険給付・特別支給金の種類・・・・・・9
7	支給制限・・・・・・・・・・・12
8	特別加入者としての地位の消滅・・・・・・12
<様式記載例>・・・・・・・・・・・13	
</td <td>ノーフレット&gt;海外派遣に関する報告書の廃止・15</td>	ノーフレット>海外派遣に関する報告書の廃止・15